

<p>○三鷹市自治基本条例 平成17年10月1日条例第17号 改正 平成19年3月12日条例第3号</p>	<p>○多摩市自治基本条例 平成16年3月31日条例第1号 改正 平成22年3月15日条例第4号</p>	<p>○阪南市自治基本条例 平成21年6月5日条例第21号</p>	<p>○明石市自治基本条例 平成22年3月26日条例第3号</p>	<p>○流山市自治基本条例 平成21年3月30日条例第1号</p>	<p>○相生市市民参加条例 平成16年3月24日条例第12号</p>
<p>第4章 執行機関 (市長の責務) 第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。 2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。 (執行機関の連携及び協力) 第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。 (補佐職の設置等) 第11条 市長は、副市長等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。 一部改正〔平成19年条例3号〕</p>	<p>第5節 市長の役割 (市長の設置) 第12条 住民の直接選挙により選ばれた、市の代表として、市長を置きます。 (市長の権限) 第13条 市長は、私たちのまちの自治を発展させるとともに、市民の福祉を向上させるための政策を推進し、市を代表する権限を有します。 (市長の責務) 第14条 市長は、第4条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません。 2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければなりません。</p>	<p>第6章 執行機関 (市長の責務) 第13条 市長は、住民の直接選挙によって信託されたものであって、市の代表者として市を統轄するとともに、市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 市長は、他の執行機関と協力し、市政を簡素かつ効率的に運営しなければならない。 市長は、前項の目的のため、職員の能力向上に努めるとともに、職員を適正に配置しなければならない。 市長は、その保有する情報を市民と共有するように努めなければならない。 市長は、市民が参画する機会の拡充に努め、その成果を尊重しなければならない。 (市長を除く執行機関の責務) 第14条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、他の執行機関と協力して市政の運営に努めるものとする。 (職員の責務) 第15条 職員は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めるとともに、創意工夫して効率的に職務を遂行しなければならない。</p>	<p>第3節 市長等及び職員 (市長等の責務) 第10条 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に、市政運営を行わなければならない。 2 市長は、毎年度、市政の基本方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に報告しなければならない。 3 市長等は、市民のニーズを的確に判断し、職務の執行に当たって説明責任を果たさなければならない。 4 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たらなければならない。 (職員の責務) 第11条 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努め、公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければならない。</p>	<p>第9章 責務 (市長の責務) 第37条 市長は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、毎年、行政の運営に関する基本方針を明らかにし、職務を遂行しなければなりません。 2 市長は、職員を適切に指揮監督して行政運営を行うとともに、職員の能力向上に努めなければなりません。 3 市長は、選挙においての自らの公約を総合計画に反映させるよう努めなければなりません。 4 市長は、長期にわたって在任することによって、自治の活力の低下を招かないように努めなければなりません。 (職員の責務) 第39条 職員は、全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。 2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令等を遵守しなければなりません。 3 職員は、市民等の意向や行政運営上の課題に的確に対応するため、知識、技能等の修得に努めなければなりません。</p>	<p>(市の役割) 第4条 市は、市民参加を推進するために必要な情報を市民に積極的に提供しなければならない。 2 市は、市民参加を推進するための環境づくりを積極的に行わなければならない。 3 市は、市政運営における市民参加の機会を積極的に提供しなければならない。 4 市は、市民の意向を的確に把握し、速やかに施策へ反映させるよう努めなければならない。</p>

